

愛媛県立新居浜西高等学校

いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめはどの学校でも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。そこで、全ての生徒が安心して学校生活を送り意欲的に諸活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決することを目指し、「いじめ防止対策推進法」及び「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ア いじめは、絶対に許されない。
- イ いじめは、いじめる側が悪い。
- ウ いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る。
- エ いじめは、気付きにくいところで行われることが多い。
- オ いじめは、命に関わる問題ととらえ、被害者の立場で考える。
- カ いじめは、学校及び教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である。
- ク いじめへの対応は、チームで組織的に行う。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、周囲に「観衆」「傍観者」などの生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

イ いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

- ウ シンキングエラー（共感性の欠如からいじめを正当化してしまうこと）
・いじめられる側にも問題がある。仕方なくやった。
・遊んでいただけだ。相手も楽しそうにしていた。
・自分だけでなく、みんなやっている。これくらい大したことではない。

※いじめの原因となっている「間違った考え方」を修正する指導が重要である。

- エ アンバランスパワー（被害者が助けを求めることができない状況のこと）
・力関係に差があり、言い返すことができない。
・教室で孤立しており、力になってくれる友達がいない。

・いじめを訴えることで、いじめがエスカレートすることが怖い。

※「アンバランスパワー」を解消することができるは、いじめを側で見ている「傍観者」である。

⇒被害者に「大丈夫？」と言葉を掛け、被害者を孤立させない。

⇒いじめが起こっているということを大人に伝える。

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
イ 落書きを書かれたり、行動や口癖のまねをされたり、嫌がらせをされる。
ウ 仲間外れ、集団による無視をされる。
エ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
オ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
カ 金品をたかられる。
キ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
ク 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
ケ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ問題対策委員会

ア 構成員

〈学校関係〉 校長、教頭（全・定）、生徒課長（全・定）、人権・同和教育課長、教育支援課長、保健主事、学年主任、養護教諭、セキュリティ管理者、スクールライフアドバイザー、関係教職員（HR担任、部活動顧問等）

〈PTA〉 PTA会長、PTA副会長、PTA生徒指導員長

〈関係機関〉 警察署、福祉機関、医療機関等

※PTA及び関係機関は、重大事態発生時など必要に応じて招集する。

イ 役割

- ・いじめの未然防止、年間計画の作成、研修会の実施
- ・いじめの早期発見、相談窓口、アンケートの実施及び結果の集約、情報共有
- ・いじめ発生時の組織的対応【別紙1】
- ・愛媛県教育委員会及び関係機関との連携
- ・いじめ防止基本方針の定期的な点検及び改定

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。そこで、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、自他を尊重する豊かな人間性や社会性を育成する。

(1) 教職員の資質向上

ア 校内研修の推進

イ カウンセリング能力の向上

ウ いじめを見逃さない人権感覚の醸成

(2) 学習指導の充実

- ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業作り
- ウ 目標を持ち、努力することの大切さが実感できる観点別評価

(3) 特別活動の充実

- ア ホームルーム活動や学校行事、部活動における望ましい人間関係作り
- イ 生徒会活動や委員会活動における自主的な啓発活動
- ウ 奉仕活動やボランティア活動の充実

(4) 道徳教育の充実

- ア 教育活動全体を通した道徳教育の推進

(5) 教育相談の充実

- ア HR担任等による定期的な面談の実施、要配慮生徒への積極的なカウンセリング
- イ スクールライフアドバイザーの活用

(6) 人権・同和教育の充実

- ア 教育活動全体を通した人権意識の高揚
- イ 講演会等の開催

(7) 情報教育の充実

- ア 教科「情報」等における情報モラル教育の充実
- イ 携帯安全教室の実施

(8) 保護者、地域、関係機関との連携

- ア いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針の周知
- イ 日常の家庭連絡、面談、家庭訪問等による保護者との連携
- ウ 学校公開の実施
- エ 必要に応じたPTA、警察署、医療機関、福祉機関等との連携

5 いじめの早期発見

いじめ問題を初期解決するために、早期発見、早期対応が最も重要である。そこで、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、迅速に対応する。

いじめの行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。また、組織的対応により速やかに報告し、事実確認をする。

(1) 教職員の意識高揚

- ア いじめはどこにでも起こり得るという認識を持った教職員間の情報交換
- イ いじめの兆候を見逃さない生徒指導【別紙2】

(2) 相談体制の整備

- ア スクールライフアドバイザーとの相談方法の周知
- イ 定期的な面談の実施

(3) アンケートの実施

- ア いじめ防止のための年間計画に基づく定期的なアンケートの実施【別紙3】

(4) 情報の共有

- ア いじめ発生時における報告経路の明示、適切な記録の徹底
- イ 職員会議等での情報の共有
- ウ 配慮を要する生徒の実態把握
- エ 進級時の引継ぎの徹底

6 いじめ発生時の対応

特定の教職員で抱え込まず、チームとして組織的に対応する。教職員全員が共通認識を持ち、保護者

の協力を得、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(1) いじめられている生徒への支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場に立ち、全力で守り抜き、継続的に支援する。

- ア 安全、安心を確保する。
- イ 被害生徒の苦痛を共感的に理解し、心のケアを図る。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 温かい人間関係を作る。
- オ いじめが解消されるまで、支援を継続する。
- カ いじめが解消された後も、日常的に注意深く観察する。
- キ 状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- ク 個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮する。

(2) いじめている生徒への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨む。いじめている生徒の特性及び心情を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導を行う。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- エ 今後の生き方を考えさせる。
- オ 必要がある場合は懲戒を加え、反省の気持ちを持たせる。
- カ いじめが解消されるまで、指導を継続する。
- キ いじめが解消された後も、日常的に注意深く観察する。
- ク 重大事態の場合、愛媛県教育委員会と連携を図る。
- ケ 個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮する。

(3) 関係生徒への対応

被害生徒及び加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとなかったりする個人や集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するよう指導する。

- ア なぜいじめを止めることができなかったのかを、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめをはやしたてる行為があった場合、それはいじめに加担する行為であることを理解させ、適切に指導する。
- ウ 望ましい人間関係作りに努める。
- エ 自己有用感が感じられる集団作りに努める。

(4) いじめられている生徒の保護者への支援

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにする。

- ア いじめの事実や学校の対応について丁寧に説明する。
- イ 心情に寄り添い、共感的態度で話を聞き、問題解決の方法について意見を交換する。
- ウ 解決に向け、生徒の見守り及び情報交換等について協力を求める。

(5) いじめている生徒の保護者への対応

- ア いじめの事実について丁寧に説明する。
- イ 生徒や保護者の心情に配慮し、いじめは誰にでも起こる可能性があり、成長の糧にする必要があることを伝える。
- ウ 解決に向け、生徒の見守り及び情報交換等について協力を求める。

(6) 保護者同士が対立する場合などの対応

- ア 必要に応じて教職員が関係の調整を行う。
- イ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ウ 必要に応じて愛媛県教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(7) 関係機関との連携

学校だけでのいじめの解決が困難な場合は、関係機関と連携して対応する。

ア 愛媛県教育委員会との連携

- ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整、マスコミ対応

イ 愛媛県総合教育センターとの連携

- ・カウンセリングの依頼、指導・助言

ウ 警察との連携

重大な犯罪行為と認められるいじめには、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談又は通報し、連携して対応する。【別紙4】

- ・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が出ている、又はその疑いがある事案
- ・被害生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案
- ・匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連の事案

警察との日常的な共有体制の構築による連携強化を図る

- ・警察との「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」における連絡対象事案として、重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に加え、犯罪行為には該当しなくとも警察による注意・説諭等が効果的と認められるいじめ事案を盛り込むなど、いじめの情報提供を進める。

- ・連絡窓口について、学校は生徒課長、警察は新居浜警察署生活安全課少年係とする。
- ・警察への相談、通報を確実に行うため、生徒指導連絡協議会において認識の共有を図る。
- ・生徒指導推進主任を通じて、学校と警察との連携を図る。

エ 福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

オ 医療機関との連携

- ・学校医等による精神保健に関する相談
- ・学校医やかかりつけ医等による精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

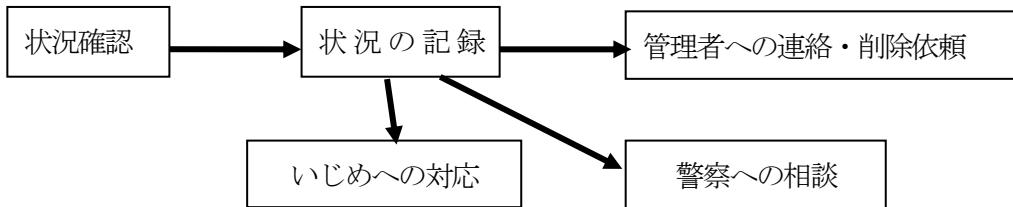
- ・教科「情報」等における情報モラル教育の充実
- ・携帯安全教室等の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・年間の欠席日数30日を目安とする。

(2) 愛媛県教育委員会との連携

ア 愛媛県教育委員会への報告

- ・重大事態が発生した場合や、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、愛媛県教育委員会を通じて愛媛県知事に報告する。
- ・愛媛県教育委員会の指導・助言の下、愛媛県いじめ問題対策本部会議と連携して対応する。

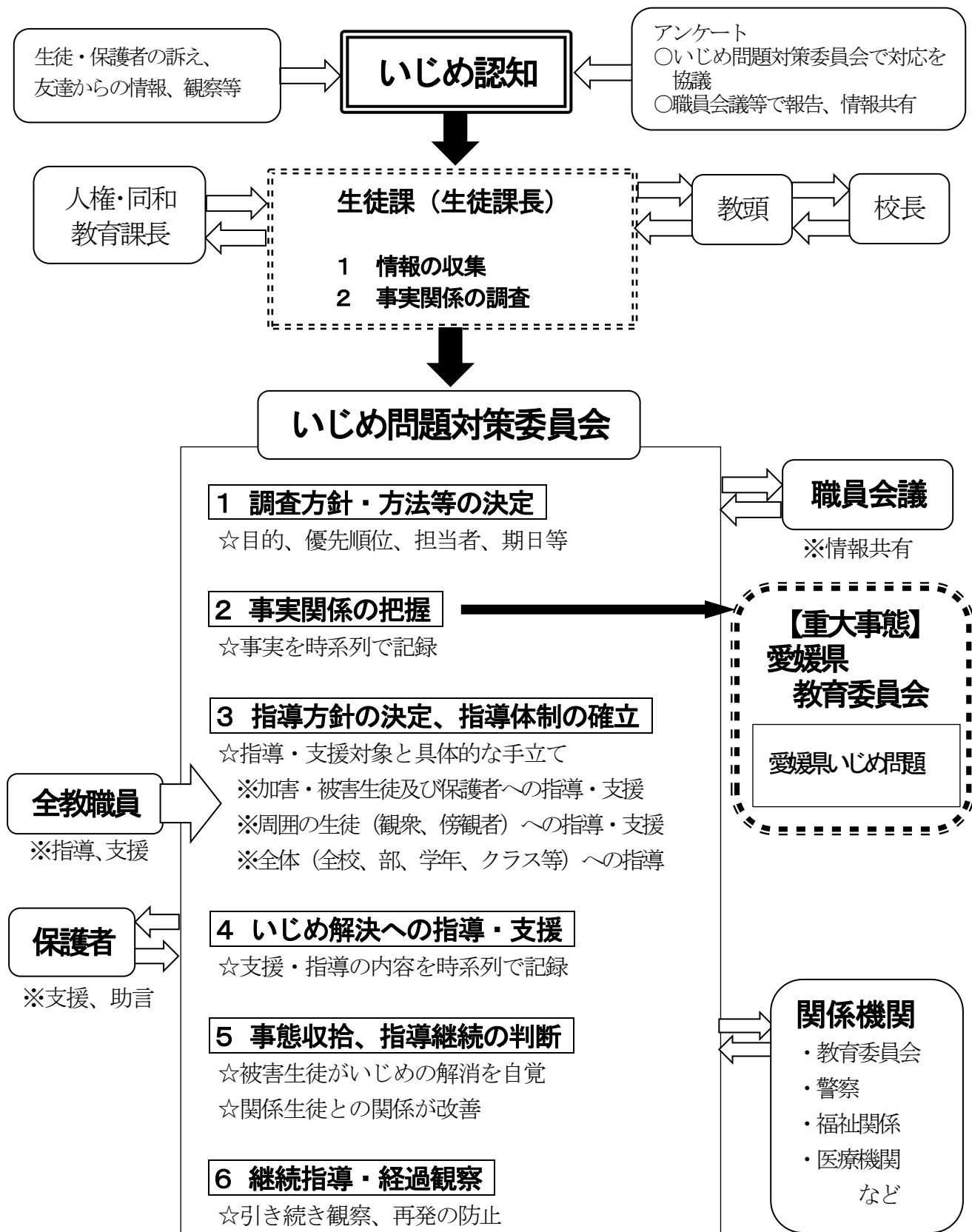
イ 学校が調査の主体となる場合

- ・愛媛県教育委員会の指導・助言の下、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実関係を明確にする。
- ・調査により明らかになった事実関係について、被害生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。
- ・アンケートを実施する際は、調査結果を被害生徒及び保護者に提供する場合があることを説明するよう留意する。
- ・調査結果を愛媛県教育委員会に報告する。被害生徒及び保護者が希望する場合は、被害生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・愛媛県教育委員会と連携し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- ・学校主体の調査に平行して、愛媛県教育委員会主体の調査が行われる場合は、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう愛媛県教育委員会と密接に連携し、適切に役割分担を図る。
- ・学校主体の調査の結果を受け、愛媛県教育委員会が再調査を行う場合は、愛媛県教育委員会の指示の下、積極的に資料を提供するなど調査に協力する。

ウ 愛媛県教育委員会が調査の主体となる場合

- ・愛媛県教育委員会の指示の下、積極的に資料を提供するなど調査に協力する。

【別紙1】 いじめ発生時の組織的対応



※ 重大事態以外の事案は、いじめ問題対策委員の中から P T A 及び関係機関を除いたメンバーで対応する。

【別紙2】いじめの兆候を見逃さない生徒指導

1 いじめられている児童生徒のサイン

いじめを受けている生徒は、自分から言い出せないことが多いことから、多くの教師の目で様々な場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないよう努める。

場面	サイン
学校生活 全般	<input type="checkbox"/> 感情の起伏が大きくなる。 <input type="checkbox"/> 友達関係に変化が見られる。 <input type="checkbox"/> 携帯電話の使用に変化が見られる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 食欲不振や体調不良を訴えることが増える。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れている。
登校時 朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教師と視線が合わさず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室やトイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 教科書やノート、持ち物に汚れがある。 <input type="checkbox"/> 始業のチャイムより遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う座席に着いている。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで、近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 壁や机などに、いたずらや落書きがある。 <input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> ふざけ合っている表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。弁当と一人で食べている。
終わりの会 放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 <input type="checkbox"/> 教師の目を気にしたり、離れて行動しようとしたりする。 <input type="checkbox"/> 教師が近付くと、不自然に分散したり、会話が途切れたりする。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが悪くなったり、粗暴な行動になったりする。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで、近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。または、極端に避ける <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。

3 家庭・地域等におけるサイン

家庭や地域等でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

サイン
<input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話が少なくなる。
<input type="checkbox"/> 学校や友達のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/> 友達やクラスの不平・不満を口にすることが多い。
<input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかつたり、「学校に行きたくない」と言つたりする。
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかつたり、友達からの誘いを断つたりする。
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあつたりする。
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に替わる。
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/> 理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/> 家庭等の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。
<input type="checkbox"/> 夜怖い夢を見る。
<input type="checkbox"/> 寝付きが悪く、眠れない。または、うなされる。
<input type="checkbox"/> 脱毛症
<input type="checkbox"/> 過呼吸

【別紙3】いじめ防止のための年間計画

	ホームルーム	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有① ・教育相談及びS L Aの周知 ・個人面談 ・人権・同和教育アンケート（1年） ・人権・同和教育HR活動①（全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止校内研修会 ・人権・同和教育委員会① ・いじめ防止基本方針のHP更新
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A総会時の学級懇談会 ・家庭訪問 ・携帯安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A総会時の公開授業 ・いじめ問題対策委員会① ・相互授業参観
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・悩み調査①（教育相談課） ・学校生活アンケート①（生徒課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互授業参観 ・公開授業 ・人権・同和教育教職員研修
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動②（2年） ・保護者懇談会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動②（1・3年） ・人権・同和教育HR活動③（2年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互授業参観
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動③（1・3年） ・人権・同和教育HR活動④（2年） ・悩み調査②（教育相談課） ・学校生活アンケート②（生徒課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互授業授業 ・公開授業
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動④（3年） ・人権・同和教育アンケート（3年） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会②
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・S N S問題に関するHR活動 ・人権・同和教育HR活動④（1年） ・人権・同和教育HR活動⑤（2年） ・学校生活アンケート③（生徒課） 	
3月		

【別紙4】警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項とする。
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盜 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 第3項に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 第2項の罪の未遂は、罰する。
○本人の裸などが写った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

<p>○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉棄損 (刑法第230条) 侮辱 (刑法第231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を掲示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無に関わらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を掲示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を掲示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与 (刑法第202条)</p>	<p>第202条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真や動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真や動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真や動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。…記録した電磁的記録を保管した者も、同様とする。 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。… 3 …児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。… 4 …姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体…に描写することにより…製造した者も、第2項と同様とする。 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。…</p>
<p>○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真や動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供了した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の方法で、私事性的画像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。 3 前2項の行為をさせる目的で、電子通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供了した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>